

2023年度(令和5年度)事業計画書 について

1. 貿易促進事業

(1) ITMA 2023 の協賛事業

欧州繊維機械製造事業者団体(CEMATEX)が主催するITMA2023は、イタリアのミラノで2023年6月8日～14日に開催されます。

日本繊維機械協会(以下、「協会」と略す。)は、CEMATEX とのパートナーシップ契約を締結し、国内の繊維機械メーカー及び繊維関連団体等を通じて広く展示会の開催告知を行うとともに出展手続き支援等を行いました。その結果、我が国からの出展企業は18社(前回ITMA2019では24社)で前回は

下回りましたが、出展床面積は3,540㎡(同3,212㎡)で前回を上回る結果

	出展企業数(社)	出展床面積(㎡)
2019合計	1,717	114,500
2023合計	over 1,600(△6.8%)	more than 118,000 (+3.1%)
国/地域内訳		
CEMATEX (9 associations)	51%	63%
中国	13%	6%
日本	1% (18社 △25%)	3%(3,540 10%)
その他	35%	28%

となっています。

協会は会場運営等に関する出展者からの問い合わせへの対応や、会期中は会場内に設置した協会ブースで我が国からの出展者一覧を配布する等広報活動を行います。また、CEMATEX 及び中国繊維機械協会(CTMA)等と情報交換を行います。

(2) ITMA ASIA+CITME 2022 の協賛事業

① ITMA ASIA+CITME 2022 は2022年11月20日～24日まで中国上海市「National Exhibition and Convention Center (NECC)」で開催される予定でしたが、中国政府による厳格なコロナ対策の実施により中国への渡航が困難な実態を踏まえて一年延期されて2023年11月に実施されることとなりました。

② また、事務局のITMA Services より、振り込んだ出展料については返金するとの連絡がありました。そこで、本年2月14日時点での日本からの出展状況を確認しましたところ、昨年の延期時点では24社、2,673㎡の申込がありましたが、出展床面積は、25.5%減の1,638㎡との連絡を受けました。11月開催までにまだ日がありますので最終的な日本からの出展床面積は現時点では

わかりませんが、今後の出展状況を注視したいと思います。		出展企業数（社）	出展床面積（㎡）
	2021合計	1,237	69,000
	2022年時点	900	57,000
	2023.02	over 1,000	more than 54,000
	中国	80%	82%
	CEMATEX (9 associations)	13%	10%
	日本(2022年)	3% (24社 14.3%)	5% (2,673 21.5%)
	日本(2023.02.14)	2% (20社△4.8%)	3% (1,638 △25.5%)
	その他	5%	5%

す。

協会は、展示会会期中に会場内にブースを設けて、出展者の円滑な展示等に資するための支援や日本ブースへの来場者誘導等を行います。

(3) 展示会会期中に諸外国の関係機関と意見交換等を行います。主催者である CEMATEX や CTMA と繊維機械の業況や知財問題、標準化対応等について意見交換を行います。

(4) 諸外国からの来日支援等

コロナ禍前には、CTMA をはじめとする中国の繊維機械・繊維団体やインド繊維省等が来日し、各国在日大使等も交えての意見交換等を行ってきました。今後も、かかる要請を受けた際には積極的に情報交換等を行います。

2. 調査研究事業

(1) 繊維機械統計表の作成

協会は、我が国の繊維機械の生産活動等の実態把握を目的として、生産（生産動態統計調査：経済産業省）、輸出・輸入（貿易統計調査：財務省）及び受注（機械受注統計調査：内閣府）に関する統計を収集し、輸出・輸入統計については生産動態統計調査と品目の概念範囲が整合的になるように協会で加工再集計して「繊維機械統計表」を作成します。

中でも、生産に関する統計が 2022 年 1 月分から秘匿処理（1 品目の生産事業者が 2 社以下となった際には、報告者の秘密を確保するために × と表示公表され、実数は解らない。）されたことから、該当する品目を生産する会員企業から実数を協会へ報告してもらい協会調べとして引き続き公表します。

(2) 我が国貿易統計について

貿易統計の一部の品目については貿易統計分類や通関業務上の問題もあって生産と整合的な動向を把握できない品目が存在します。生産と整合的な品目概念で輸出データを利用する方策について、会員企業の協力を得て試算値を推計するとともに公表に向けて時系列整備等を行います。

(3) 歴史的な繊維機械の情報収集等調査

① 協会は、国立科学博物館産業技術史資料情報センター(以下、「国立博物館」と略す。)からの依頼を受けて、「所在調査」(日本の産業技術(繊維機械)の発展を示す資料(主として機械等)がどこの会社のどこの施設にどのように残されているかを明らかにした産業技術博物館データベース(HITNET)への登録を2015年から実施してきました。

② 今年度は、第二フェーズとして、技術発達と社会・文化・経済等の関わりを明らかにする「技術の系統化研究」について、村田機械が無撚結束紡績機「ムラタ・ジェット・スピナー」(MJS)～革新空気精紡機「VORTEX(ボルテックス)」について執筆されます。協会はこの活動を側面から支援します。なお、2024年度は、島精機の横編機について執筆予定です。

(4) 主要な輸出先国に関する情報発信

我が国繊維機械の主要な輸出先である中国をはじめとする各国の経済状況についてはJETOR等が開催するWebセミナーが数多く開催され、会員企業にとっても関心が高いセミナーも数多くあります。そこで、協会は、このような我が国繊維機械の輸出環境に関連したセミナーへ積極的に参加し、かかる情報を会員企業へ提供します。

3. 知的財産研究活動の推進

知的財産専門委員会において、国内では、特許庁との緊密な関係を維持し、特許審査の適正化及び知的財産権の早期権利化が実現するように働きかけを行います。また、海外では、CEMATEx等との情報交換を通じて、ITMA ASIA + CITME 2022(2023)におけるIPR・Officeの運用改善に向けて努力します。そして、中国・欧州における知的財産権保護に関する組織のあり方や相互理解を一層深めるために意見交換を行います。

(1) 我が国知財当局への働きかけ

毎年末に開催する特許庁繊維機械審査官との意見交換の場を通じて、特許審査の適正化、諸外国との比較で日本固有の制度の改善及び知的財産権の早期権利化が実現するように、外国特許庁における事例の紹介や具体的な要望事項を取りまとめ、その改善にむけた働きかけを引き続き行います。

(2) ITMA2023 における CEMATEX との意見交換の実施

本年 6 月にイタリア/ミラノで開催される ITMA2023 の会期中に、CEMATEX 事務局(スイス)及びドイツ機械工業連盟(VDMA)等と 2023 年 11 月に開催される ITMA ASIA + CITME 2022 における IPR・Office の運用改善に向けて意見交換します。このため、3 月 7 日に CEMATEX と VDMA と Web 会議を開催しました。

(3) ITMA ASIA + CITME 2022 展示会関連活動

① IPR・Office の運用改善について

展示会場における IPR・Office での諸手続に関して、海外からの展示者(会員企業)が求められている領事公証免除等の「手続きの簡素化」や会員企業の知財財産権の侵害展示を繰り返す悪質な出展者に対しては主催者権限で次回以降の出展資格を与えない等厳格な対処をCEMATEXと連携してCTMAへ改善要望します。

② 中国における知的財産権意識向上に資するセミナー活動について

ITMA ASIA + CITME 2022 の会期中に第二回日中合作知財セミナーを実施します。セミナーの内容は現時点では、近年問題となっている中国における営業秘密対策や技術トレンドの紹介等です。開催に向けてCTMAと事前に意見交換する等準備を進めます。講師は日中の知財問題に明るいKWMの馬パートナーを予定しております。

③ CTMA による模倣品展示の事前抑止活動について

展示会における模倣品対策については、ITMA ASIA + CITME 2020 においても、CTMA による事前警告書の発出が大きな効果がありました。日本からの申入れ23件中、効果有りは19件で、

内訳は展示無し10件／設計回避9件でした(2018年は21件中、効果有りが11件)。

そこで、ITMA ASIA + CITME 2022においても会員企業からの要請を踏まえて、同様の事前警告書の発出をCTMAへ依頼します。

(4) 諸外国の知財担当者との定期的な意見交換等の実施

CEMATEX 及び CTMA には会員企業の知財担当者を組織化した協会の知的財産専門委員会のような組織はありません。CEMATEX は外部の弁護士事務所が代行していますし、CTMA では協会職員が我々知財委員会の窓口となっているのが現状です。そこで、日本の知財委員会の目的や活動等を紹介し、CTMA 加盟企業の知財担当者を組織化した委員会組織について理解を深め、必要に応じてその組織化について支援等します。

また、現地知財当局(例えば、中国やインド)や JETRO 知財部等関係機関との意見交換の場を設けてグローバルな視点から共通の課題等に関して意見交換します。

4. 繊維機械の標準化について

(1) JIS、ISO/IEC 等規格の定期見直しを引き続き実施します。

(2) CTMA が推進している標準規格化への対応

CTMA が推進している通信をはじめとする中国標準規格の実態については、2021 年に委託調査を実施しましたが、今年度はその後の動きについて情報収集等フォローアップします。

(3) 標準化委員会活動の一環として、川上に位置する紡績から川下までを一気通貫した情報のあり方等について、必要に応じて検討します。そのために、縫製工業会が実施する共通基盤ネットワーク研究会に参画して情報収集や情報交換等を行います。

(4) DX の推進等製造現場における情報の高度活用が求められています。協会は、ロボット推進協議会(IRR)等の場を通じて情報収集し、会員企業への情報提供を引き続き実施します。

5. 物づくり・繊維機械の魅力等情報発信事業について

繊維機械の魅力を広く周知する活動を日本繊維機械学会とも連携して行うためのマスタープラ

ン等の検討を行います。

6. 関係機関との交流及び協力

(1) 行政機関等への協力

会員からの活用要望が強い「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税減税措置に伴う証明書の発行業務」については、現行の中小企業経営強化税制は令和5年(2023年)3月31日に終了しますが、令和6年度末(2025年3月31日)まで延長される見込みです(改正(案)が今国会で審議中です。)ので、国会での税制改正が承認されたら、引き続き証明書の発行業務を継続します。

また、会員企業の事業活動を支援するために、経済産業省の各種施策等を紹介します。そして、特定技能外国人材制度等の改善要望や現下の部品不足・部材高騰等の会員の経営実態を経済産業省へ紹介する等会員企業の事業環境の改善に資する施策へ結びつくように情報交換を密に行います。

(2) 協会活動の活性化等について

事業の関連が深い繊維関連団体や産業機械関連団体等との情報交換を密に行い、協会の各種活動の活性化を図ります。

7. トップセミナーの実施

会員代表者等を対象として、グローバルかつ中長期的な目線で経営を考えるような時事問題、通商及び経済問題等について、その課題に精通した講師によるセミナーを秋の理事会にあわせて開催します。テーマの設定及び講師については会員のニーズを踏まえて決定します。